（様式第１号）

八尾市犯罪被害者等見舞金支給申請書

年　　　月　　　日

（申請先）八尾市長

申請者　住所

電話

　１　「八尾市犯罪被害者等見舞金支給要綱」の規定を遵守し、また下記同意事項を承諾のうえ、

必要書類を添えて次のとおり八尾市犯罪被害者等見舞金の支給を申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 申請内容 | * 遺族見舞金　　　□　重傷病見舞金　　　□不同意性交等被害見舞金
 |
| 申請履歴 | １　同一事件でこれまでに見舞金や公的な補償の申請をした（予定含む）有　・　無　　「有」の場合　名称　　　　　　　　　　　　　　　※「過失犯罪による被害」の場合、公的な補償を受けている場合は支給できません。※「公的な補償」は裏面のとおり |
| 必要書類の委任 | 2　必要書類（戸籍事項等）の請求について、八尾市犯罪被害者等支援条例第6条第2項に基づき、八尾市長に委任します。 はい・いいえ |
| 「はい」の場合　被害者の氏名　　　　　　　　　　　　　　　　（　男　・　女　）　生年月日　　　　　　　　　　年　　　　月　　　　日　　　　　　　現 住 所 八尾市　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　本籍地　　　　　　　　　　　　　　　（筆頭者）　　　　　　　　　 |

　２　被害者との続柄（見舞金は、申請された方に支給します）　　　（□に☑を入れてください）

|  |  |
| --- | --- |
| 遺族見舞金 | 重傷病見舞金／不同意性交等被害見舞金 |
| ― | □本人 |
| □死亡した市民の配偶者（※1） | □犯罪等により重傷病もしくは不同意性交等被害を負った市民の配偶者 |
| □死亡した市民の収入によって生計を維持していた当該市民の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（※2） | □犯罪等により重傷病もしくは不同意性交等被害を負った市民の収入によって生計を維持していた当該市民の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹 |
| □死亡した市民の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹のうち、上記が該当しない者 | □犯罪等により重傷病もしくは不同意性交等被害を負った市民の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹のうち、上記が該当しない者 |

 ※１　法律上の身分関係が無い場合、事実婚及び生計を同一にすることを証明する書類を添付のこと

　※２　養子縁組の届出がない場合、事実上縁組関係と同様であることを証明する書類を添付のこと

３　申請事項に係る誓約　（□に☑を入れてください）

　□　私は、本見舞金支給に係る申請内容に虚偽がないことを認めるとともに、本要綱を遵守し、見舞金の支給後に虚偽その他不正な手段による支給であったと市長が認め、見舞金の支給の決定取り消しがなされた場合には、当該見舞金を市に返還することに同意します。

　□　私は、本見舞金支給にかかる相続人（受取人）間のトラブルについて責任をもって対応するとともに、市に一切の賠償責任がないことに同意します。

□　私は、八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第28号）第２条第２号に規定する暴力団員及び同条第３号に規定する暴力団密接関係者でないことを、警察当局へ照会することについて同意します。

＜必要書類＞

遺族見舞金の申請について

1. 犯罪等により死亡した者が、当該犯罪等が行われたときに市民であったことを証明することができる書類　　⇒（例）除かれた住民票の写し、戸籍附票等
2. 犯罪等により死亡した者の住民票の写しその他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類　⇒（例）除かれた住民票の写し、戸籍全部（個人）事項証明、除籍全部（個人）事項証明等
3. 申請者と犯罪等により死亡した者との続柄を証する戸籍全部（個人）事項証明書（戸籍謄本・抄本）、その他の地方公共団体の長が発行する証明書　⇒戸籍全部（個人）事項証明、改製原戸籍等
4. 申請者が犯罪等により死亡した者と婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類⇒戸籍全部（個人）事項証明、改製原戸籍等
5. その他市長が必要と認める書類

重傷病見舞金、不同意性交等被害見舞金の申請について

1. 犯罪等により重傷病もしくは不同意性交等被害を負った者が、当該犯罪等が行われたときに市民であったことを証明することができる書類　⇒（例）住民票の写し、戸籍附票等
2. 重傷病見舞金を申請する場合、負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数又は労務に服することができない日数に関する医師の診断書その他の証明書の写し　⇒医師による診断書等
3. その他市長が必要と認める書類

※申請者が本人でない場合は、被害者との続柄を証する戸籍全部（個人）事項証明書等

＜公的な補償＞

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令（昭和55年政令第287号）第３条で定めるもの。

17 婦人補導院法（昭和33年法律第17号）

18 証人等の被害についての給付に関する法律（昭和33年法律第109号）

19 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

20 河川法（昭和39年法律第167号）

21 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）

22 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）

23 国会議員の秘書の給与等に関する法律（平成2年法律第49号）

24 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第62号）

25 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）

26 刑事収容施設及被収容者等の処遇に関する

　　 法律（平成17年法律第50号）

27 少年院法（平成26年法律第58号）

1 船員保険法（昭和14年法律第73号）

2 労働基準法（昭和22年法律第49号）

3 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）

4 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和22年法律第80号）

5 国会職員法（昭和22年法律第85号）

6 船員法（昭和22年法律第100号）

7 災害救助法（昭和22年法律第118号）

8 消防組織法（昭和22年法律第226号）

9 消防法（昭和23年法律第186号）

10 水防法（昭和24年法律第193号）

11 国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）

12 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和27年法律第245号）

13 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和28年法律第33号）

14 自衛隊法（昭和29年法律第165号）

15 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）

16 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）

(注)自動車損害賠償責任保険が期限切れになった方からの被害でも法の政府保障事業があり、公的な補償となります。（自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第72条）